



栃木県公報

平成28年
3月15日(火)
第2766号

目次

告示

○家畜伝染病予防法第5条第1項の規定による命令	255
○県営土地改良事業の換地計画決定及び公告縦覧	260
○都市計画事業計画の変更認可	260
○同	261
○同	261

公告

○県営土地改良事業の工事完了	262
○基本測量の終了	262
○栃木県収入証紙売りさばき場所の変更	262

監査委員

○監査結果の公表	262
○地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助団体等の監査結果の公表	266

告示

栃木県告示第127号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の所有者に対し当該家畜について家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項の規定により次のとおり公示する。

平成28年 3月15日

栃木県知事 福田 富一

I

- 1 実施の目的
ブルセラ病、結核病及びヨーネ病発生予防のため
- 2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - (1) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
 - (2) 前号の牛と同一施設内で飼育している牛
 - (3) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認める牛
- 3 検査の方法
 - (1) ブルセラ病
 - ア 凝集反応検査（急速凝集反応法）
 - イ 酵素免疫測定法（エライザ法）
 - ウ 補体結合反応検査
 - エ 疫学的検査
 - オ 臨床検査
 - (2) 結核病
 - ア ツベルクリン検査（皮内注射法）
 - イ 疫学的検査
 - ウ 臨床検査
 - (3) ヨーネ病

- ア 酵素免疫測定法（スクリーニング法）
- イ 遺伝子検査（リアルタイムPCR検査）
- ウ 疫学的検査
- エ 臨床検査
- オ その他必要な検査

4 実施する区域及び期間

区	域	期 間
宇 都 宮 市	下金井町、下小池町、古賀志町、新里町乙	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで
鹿 沼 市	塩山町、上殿町、上南摩町、西沢町、藤江町、北赤塚町、茂呂、野沢町、油田町	
益 子 町	益子、上大羽、小宅	
矢 板 市	高塩	
さくら市	金枝、松山新田、下河戸	
塩 谷 町	熊ノ木1339	
高根沢町	上高根沢、太田	
小 山 市	大行寺、押切、上石塚、石ノ上	
壬 生 町	羽生田	
野 木 町	佐川野	
足 利 市	野田町	
大田原市	戸野内、富池、羽田、小滝、南金丸、鹿畑、上奥沢	
那須塩原市	一区町、二区町、三区町、四区町、千本松（298を除く。）、宇津野、上大貫、高阿津、遅野沢（790を除く。）、横林、上横林、藁沼	
那須烏山市	鴻野山、大里	
那 須 町	高久甲、湯本、豊原甲、高久丙（大日向、大向、りんどう湖、穂積5362のみ）	
那珂川町	三輪、白久、小川	

5 その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

II

1 実施の目的

ブルセラ病、結核病及びヨーネ病発生予防のため

2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 放牧場に放牧予定の乳用牛
- (2) 放牧場で飼育されている乳用牛
- (3) 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- (4) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認める牛

3 検査の方法

- (1) ブルセラ病
 - ア 凝集反応検査（急速凝集反応法）
 - イ 酵素免疫測定法（エライザ法）
 - ウ 補体結合反応検査
 - エ 疫学的検査

オ 臨床検査

(2) 結核病

ア ツベルクリン検査（皮内注射法）

イ 疫学的検査

ウ 臨床検査

(3) ヨーネ病

ア 酵素免疫測定法（スクリーニング法）

イ 遺伝子検査（リアルタイムPCR検査）

ウ 疫学的検査

エ 臨床検査

オ その他必要な検査

4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
県 内 全 域	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで

5 その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

Ⅲ

1 実施の目的

ヨーネ病発生予防のため

2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛

(2) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認める牛

3 検査の方法

(1) 酵素免疫測定法（スクリーニング法）

(2) 遺伝子検査（リアルタイムPCR検査）

(3) 疫学的検査

(4) 臨床検査

(5) その他必要な検査

4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
宇 都 宮 市	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで
古賀志町、田野町、さるやま町、下栗町、下平出町、平出町	
鹿 沼 市	
塩山町、油田町	
日 光 市	
吉沢、荊沢、小百、川室、土呂部、日蔭、藤原	
益 子 町	
益子、埴	
矢 板 市	
館ノ川、乙畑	
さくら市	
金枝、松山新田、下河戸、穂積、鷺宿	
塩 谷 町	
佐貫、船生	
高 根 沢 町	
太田、上高根沢	
小 山 市	
下初田	
野 木 町	
佐川野	
那須塩原市	
全域	

- 5 その他
実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

IV

- 1 実施の目的
伝達性海綿状脳症発生予防のため
- 2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛であつて、所轄家畜保健衛生所長が必要と認める牛
- 3 検査の方法
酵素免疫測定法（エライザ法）
- 4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
県 内 全 域	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで

- 5 その他
実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

V

- 1 実施の目的
牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱発生予察のため
- 2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施する区域で飼育されている牛（未越夏牛とし、原則として最終の採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）を対象に、地理的・自然的条件を考慮して、家畜保健衛生所長が選定した牛
- 3 検査の方法
 - (1) 血清学的検査（中和試験）
 - (2) 疫学的検査
 - (3) 臨床検査
- 4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
県 内 全 域	原則として、平成28年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬

- 5 その他
実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

VI

- 1 実施の目的
馬伝染性貧血発生予防のため
- 2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - (1) 競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場させる目的で飼育している馬
 - (2) 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬
 - (3) 乗馬クラブ等に飼育されている乗用馬
 - (4) 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育されている雌馬
 - (5) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認める馬
- 3 検査の方法
 - (1) 寒天ゲル内沈降反応検査
 - (2) 疫学的検査
 - (3) 臨床検査
- 4 実施する区域及び期間

区	域	期	間
宇都宮市	田野町、上金井町、元今泉、峰町	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	
さくら市	全域		
小山市	羽川(29-3以外)		
下野市	全域		
那須町	全域(高久甲、高久丙、寺子乙以外)		

5 その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

VII

1 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ発生予察のため

2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 対象となる家畜の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

(2) 範囲

県内において、前号の家畜を合わせて100羽以上又はだちょうを10羽以上飼養している農場のうち、家畜保健衛生所長が選定した農場

3 検査の方法

(1) 臨床検査

(2) 酵素免疫測定法(エライザ法)

(3) 血清学的検査(寒天ゲル内沈降反応)

(4) ウイルス分離検査

(5) その他必要な検査

4 実施する区域及び期間

区	域	期	間
県	内	全	域
		平成28年4月1日から	平成29年3月31日まで

5 その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

VIII

1 実施の目的

家きんサルモネラ感染症(サルモネラ・エンテリカ(血清型がガリナルムであるものであって、生物型がプロラムに限る。))発生予防のため

2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

養鶏振興法(昭和35年法律第49号)第2条第3項の規定による種鶏業者が飼育している鶏

3 検査の方法

(1) 急速凝集反応法

(2) 疫学的検査

(3) 臨床検査

4 実施する区域及び期間

区	域	期	間
県	内	全	域
		平成28年4月1日から	平成29年3月31日まで

- 5 その他
実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

IX

- 1 実施の目的
腐蛆病発生予防のため
- 2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内に飼育されている蜜蜂であって、所轄家畜保健衛生所長が必要と認める蜜蜂
- 3 検査の方法
 - (1) 肉眼的検査
 - (2) 脱脂粉乳による試験
 - (3) 細菌学的検査
- 4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
県 内 全 域	平成28年5月1日から 同年11月30日まで

- 5 その他
実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

(畜産振興課)

栃木県告示第128号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次の地域の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、換地計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し立てることができる。

平成28年3月15日

栃木県知事 福田 富 一

事 業 名	地 域 名	縦 覧 期 間	異 議 申 立 期 限	所 轄 農 業 振 興 事 務 所
県営針ヶ谷地区土地改良（区画整理）事業	針ヶ谷地区	平成28年3月16日から 同年4月13日まで	平成28年4月28日	河内農業振興事務所

(農地整備課)

栃木県告示第129号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和46年栃木県告示第1154号小山栃木都市計画下水道事業小山市公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成28年3月15日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 施行者の名称
小山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
小山栃木都市計画下水道事業小山市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和46年12月28日～平成35年3月31日

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
なし

栃木県告示第130号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和49年栃木県告示第134号宇都宮都市計画下水道事業壬生町公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成28年3月15日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 施行者の名称
壬生町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
宇都宮都市計画下水道事業壬生町公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和49年2月26日～平成29年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

栃木県告示第131号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成4年栃木県告示第591号小山栃木都市計画下水道事業野木町公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成28年3月15日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 施行者の名称
野木町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
小山栃木都市計画下水道事業野木町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成4年8月7日～平成35年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成4年栃木県告示第591号、平成10年栃木県告示第151号、平成11年栃木県告示第524号、平成13年栃木県告示第90号、平成16年栃木県告示第360号、平成19年栃木県告示第253号及び平成25年栃木県告示第164号の事業地に、大字友沼字白倉及び字牧野地地内において事業地を加え、大字南赤塚字山中及び字篠山地内において事業地を削り、大字友沼字松原及び字台林、大字野木字西元宿地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分
変更なし

(都市整備課)

公 告

○県営土地改良事業の工事完了

県営土地改良事業について次のとおり工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成28年3月15日

栃木県知事 福田 富一

事業名	完了年月日
県営城山地区土地改良（区画整理）事業（第5換地区）	平成27年3月31日

（農地整備課）

○基本測量の終了

平成27年5月29日付けの栃木県公報で公示した「基本測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、その基本測量が終わった旨通知があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成28年3月15日

栃木県知事 福田 富一

- 作業種類
基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
- 作業地域
下都賀郡壬生町、都賀町
- 作業期間
平成27年7月1日から平成28年2月26日まで

（監理課）

○栃木県収入証紙売りさばき場所の変更

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第10条の規定により、栃木県収入証紙売りさばき場所の変更について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

平成28年3月15日

栃木県知事 福田 富一

変更年月日	変更後の売りさばき場所	変更前の売りさばき場所	氏名又は名称
平成28年2月29日	小山市西城南5-45-10 グレースビュー西城南A103 栃木県行政書士会車庫証明申請小山センター	小山市若木町1-7-2 栃木県行政書士会車庫証明申請小山センター	栃木県行政書士会

（会計局会計管理課）

監 査 委 員

栃木県監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成28年3月15日

栃木県監査委員 阿部 寿一

栃木県監査委員 金子 裕
 同 金井 弘行
 同 石崎 均

第1 監査事項

財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行

第2 監査対象期間

平成26年度及び平成27年度11月末まで（ただし、給与事務（児童手当を含む。）については、予備監査実施日まで）

第3 監査の結果

（県土整備部）

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果及び意見
下水道管理事務所	平成28年1月8日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
公園事務所	平成28年1月8日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
烏山土木事務所	平成28年1月12日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
安足土木事務所	平成28年1月19日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
栃木土木事務所	平成28年1月22日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
真岡土木事務所	平成28年1月26日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
鹿沼土木事務所	平成28年2月1日	委託事務のうち、快適で安全な道づくり事業費（補助）に係る起業地管理業務委託の設計積算において、当該委託は未供用の道路草刈り工であり、諸経費の積算に当たり、土木工事標準積算基準における「河川維持工事」の工種区分を適用すべきところ、「道路維持工事」を適用したため、設計額が過大となっているものが1件1,058千円あった。
日光土木事務所	平成28年2月1日	工事事務のうち、安全な道づくり事業費（補助）に係る道路改良工事の設計積算において、構造物とりこわし工について、低騒音・低振動対策の適用を誤ったため、設計額が過大となっているものが1件334千円あった。
宇都宮土木事務所	平成28年2月2日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

（教育委員会）

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果及び意見
石橋高等学校	平成28年1月8日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
小山西高等学校	平成28年1月8日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮白楊高等学校	平成28年1月12日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮商業高等学校	平成28年1月12日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
馬頭高等学校	平成28年1月12日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
那須高等学校	平成28年1月12日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
黒磯南高等学校	平成28年1月12日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
矢板高等学校	平成28年1月12日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
わかくさ特別支援学校	平成28年1月15日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

岡本特別支援学校	平成28年1月15日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
佐野松桜高等学校	平成28年1月19日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
足利高等学校	平成28年1月19日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
足利女子高等学校	平成28年1月19日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
足利清風高等学校	平成28年1月19日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
国分寺特別支援学校	平成28年1月19日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
栃木特別支援学校	平成28年1月19日	収入・支出事務のうち、県有財産の使用許可に伴う家屋貸付料において、調定時期が遅延しているものが1件64,483円、調定漏れとなっているものが1件81,161円あった。
宇都宮中央女子高等学校	平成28年1月22日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
真岡女子高等学校	平成28年1月22日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
学悠館高等学校	平成28年1月26日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
佐野高等学校 （「佐野高等学校附属中学校」を含む。）	平成28年1月26日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
盲学校	平成28年1月29日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
聾学校	平成28年1月29日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
河内教育事務所	平成28年2月2日	給与事務のうち、通勤手当において、育児休業から復帰した職員の支給停止解除の登録がされていなかったことから、支給漏れとなっているものが1件195,240円あった。
		給与事務のうち、勤勉手当において、除算すべき傷病休暇の日数を誤ったため、過支給となっているものが1件59,663円あった。
		給与事務のうち、通勤手当において、長期研修が終了した職員の支給停止解除の登録がされていなかったことから、支給漏れとなっているものが1件62,730円あった。
芳賀教育事務所	平成28年2月2日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
塩谷南那須教育事務所	平成28年2月2日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮工業高等学校	平成28年2月18日	給与事務のうち、扶養手当において、認定後の所得要件の確認時に、通勤手当の非課税分を所得に含めていなかったため、扶養手当等が過支給となっているものが1件403,071円あった。
鹿沼南高等学校	平成28年2月18日	財産・物品管理等事務のうち、高等学校授業料に係る債権の管理において、消滅時効が完成しているにもかかわらず、不納欠損の整理を行わずに納入通知を行っているものがあつた。また、その一部を受領しているものがあつた。
上都賀教育事務所	平成28年2月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
下都賀教育事務所	平成28年2月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
那須教育事務所	平成28年2月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

安 足 教 育 事 務 所	平成28年2月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇 都 宮 東 高 等 学 校 (「宇都宮東高等学校附属中学校」を含む。)	平成28年2月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇 都 宮 南 高 等 学 校	平成28年2月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇 都 宮 清 陵 高 等 学 校	平成28年2月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
鹿 沼 商 工 高 等 学 校	平成28年2月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
日 光 明 峰 高 等 学 校	平成28年2月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
上 三 川 高 等 学 校	平成28年2月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
小 山 高 等 学 校	平成28年2月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
栃 木 高 等 学 校	平成28年2月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
栃 木 女 子 高 等 学 校	平成28年2月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
栃 木 農 業 高 等 学 校	平成28年2月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
栃 木 工 業 高 等 学 校	平成28年2月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
栃 木 商 業 高 等 学 校	平成28年2月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
壬 生 高 等 学 校	平成28年2月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
佐 野 東 高 等 学 校	平成28年2月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
足 利 南 高 等 学 校	平成28年2月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
足 利 工 業 高 等 学 校	平成28年2月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
真 岡 高 等 学 校	平成28年2月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
真 岡 北 陵 高 等 学 校	平成28年2月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
真 岡 工 業 高 等 学 校	平成28年2月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
茂 木 高 等 学 校	平成28年2月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
烏 山 高 等 学 校	平成28年2月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
大 田 原 高 等 学 校	平成28年2月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
黒 羽 高 等 学 校	平成28年2月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
那 須 拓 陽 高 等 学 校	平成28年2月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
那 須 清 峰 高 等 学 校	平成28年2月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
黒 磯 高 等 学 校	平成28年2月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
高 根 沢 高 等 学 校	平成28年2月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
の ぞ わ 特 別 支 援 学 校	平成28年2月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
富 屋 特 別 支 援 学 校	平成28年2月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
今 市 特 別 支 援 学 校	平成28年2月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
足 利 特 別 支 援 学 校	平成28年2月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
足 利 中 央 特 別 支 援 学 校	平成28年2月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
那 須 特 別 支 援 学 校	平成28年2月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
南 那 須 特 別 支 援 学 校	平成28年2月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

※指摘事項：事務が著しく不適正又は経済性、効率性及び有効性の視点から著しく不適切と認められるもの

栃木県監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政的援助団体等の監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成28年3月15日

栃木県監査委員	阿部寿一
同	金子裕
同	金井弘行
同	石崎均

監査対象機関名	監査年月日	監査対象年度	監査の対象	監査の結果
学校法人 作新学院	平成27年 11月17日	平成26年度	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・小・中・高校運営費補助金 ・私立高等学校授業料減免補助金	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
学校法人 白鷗大学	平成27年 11月20日	平成26年度	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・小・中・高校運営費補助金 ・私立高等学校授業料減免補助金 ・結核予防費補助金	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
学校法人 宇都宮海星学園	平成27年 11月24日	平成26年度	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・小・中・高校運営費補助金	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
公益財団法人 栃木県環境保全 公社	平成28年 1月15日	平成26年度	団体の運営状況及び次の補助金等に係る出納その他の事務の執行状況 ・出資金 ・廃棄物対策推進事業費補助金 ・廃棄物処理施設等周辺整備事業市町村交付金	団体の運営及び補助金等に係る事業は、設立目的等に沿って適正に執行されたものと認められた。
社会福祉法人 栃木県社会福祉 協議会	平成27年 11月10日	平成26年度	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況及び公の施設の管理状況 ・地域福祉推進指導費補助金 ・生活福祉資金貸付事業費補助金 ・生活福祉資金相談体制整備事業費補助金 ・臨時特例つなぎ資金体制整備事業費補助金 ・栃木県民福祉のつどい開催費補助金 ・運営適正化委員会設置運営	補助金及び公の施設の管理に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。

			<ul style="list-style-type: none"> 事業費補助金 ・福祉サービス第三者評価推進事業費補助金 ・福祉施設経営指導事業費補助金 ・福祉ボランティア活動推進事業費補助金 ・ボランティア振興事業費補助金 ・日常生活自立支援事業費補助金 ・福祉情報提供システム整備事業費補助金 ・地域福祉後見促進支援事業費補助金 ・とちぎ福祉プラザ 	
学 校 法 人 妙 徳 学 園	平成27年 11月24日	平成26年度	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園運営費補助金 ・幼稚園緊急環境整備事業費補助金 	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
社 会 福 祉 法 人 と ち ぎ 健 康 福 祉 協 会	平成27年 12月18日	平成26年度	公の施設の管理状況 <ul style="list-style-type: none"> ・とちぎ健康づくりセンター ・とちぎ生きがいづくりセンター ・栃木県障害者保養センター那珂川苑 	公の施設の管理は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
学 校 法 人 青 葉 学 園	平成27年 12月22日	平成26年度	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園運営費補助金 ・幼稚園緊急環境整備事業費補助金 	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
公 益 財 団 法 人 栃 木 県 国 際 交 流 協 会	平成27年 11月6日	平成26年度	団体の運営状況及び次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 <ul style="list-style-type: none"> ・出資金 ・国際化推進事業費補助金 	団体の運営及び補助金に係る事業は、設立目的等に沿って適正に執行されたものと認められた。
一 般 社 団 法 人 栃 木 県 商 工 会 議 所 連 合 会	平成27年 11月18日	平成26年度	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 <ul style="list-style-type: none"> ・小規模企業経営支援事業費補助金 	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
公 益 社 団 法 人 栃 木 県 観 光 物 産 協 会	平成28年 1月15日	平成26年度	団体の運営状況及び次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 <ul style="list-style-type: none"> ・出資金 ・公益社団法人栃木県観光物産協会補助金 	団体の運営及び補助金に係る事業は、設立目的等に沿って適正に執行されたものと認められた。

佐野商工会議所	平成28年 1月26日	平成26年度	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・小規模企業経営支援事業費補助金	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
公益財団法人 栃木県農業振興 公社	平成28年 1月8日	平成26年度	団体の運営状況及び次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況並びに公の施設の管理状況 ・出資金 ・農地集積・集約化対策事業費補助金 ・農地売買支援事業費補助金 ・経営構造対策推進事業費補助金 ・都市農村交流施設活性化推進事業費補助金 ・食と農の理解促進事業費補助金 ・ユニバーサル農業実証事業費補助金 ・意欲ある新規就農者の確保育成事業費補助金 ・新規就農・経営継承総合支援事業費補助金 ・とちぎ花センター ・栃木県なかがわ水遊園	団体の運営及び補助金に係る事業並びに公の施設の管理は、設立目的等に沿って適正に執行されたものと認められた。
栃木県土地改良 事業団体連合会	平成28年 1月22日	平成26年度	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・団体営調査設計事業補助金 ・水土総合強化推進事業補助金 ・土地改良施設維持管理適正化事業費補助金 ・施設改善対策事業費補助金 ・担い手育成支援事業助成補助金	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
渡辺建設 株式会社	平成27年 12月18日	平成26年度	公の施設の管理状況 ・鬼怒グリーンパーク	公の施設の管理は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
真岡鐵道 株式会社	平成28年 1月8日	平成26年度	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・真岡鐵道経営安定化補助金 ・第三セクター鉄道輸送対策事業費補助金	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
栃木県中央公園 指定管理グループ	平成28年 1月26日	平成26年度	公の施設の管理状況 ・中央公園	公の施設の管理は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。

公益財団法人 とちぎ建設技術 センター	平成28年 1月29日	平成26年度	団体の運営状況 ・出資金	団体の運営は、設立目的に 沿って適正に執行されたもの と認められた。
日光杉並木 保護財団	平成28年 1月22日	平成26年度	団体の運営状況 ・出資金	団体の運営は、設立目的に 沿って適正に執行されたもの と認められた。